

通帳・キャッシュカード・携帯電話機の

譲り渡しは「犯罪」です！

これらを譲り受ける行為も禁止されています。



ヤミ金などでは、返済の代わりに通帳、キャッシュカード、携帯電話機を送るよう指示する場合があります。

不正譲渡等の形態と適用罪名

	形 態	罪 名
口座	不正に利用する目的で自分の口座を開設した	詐 欺
	他人や架空の名義で口座を開設した	詐 欺
	自分又は他人名義の通帳(キャッシュカード)を譲り渡した	犯罪による収益の移転防止に関する法律違反
携帯電話	不正に利用する目的で自分の携帯電話を契約した	詐 欺
	他人や架空の名義で携帯電話を契約した	詐 欺
	自己名義の携帯電話を電話会社に無断で譲り渡した	携帯電話不正利用防止法違反
	他人名義の携帯電話を譲り受けた	携帯電話不正利用防止法違反

通帳、キャッシュカードを譲り渡した人は、
今後、口座を開設できなくなる場合があります。

沖縄県警察